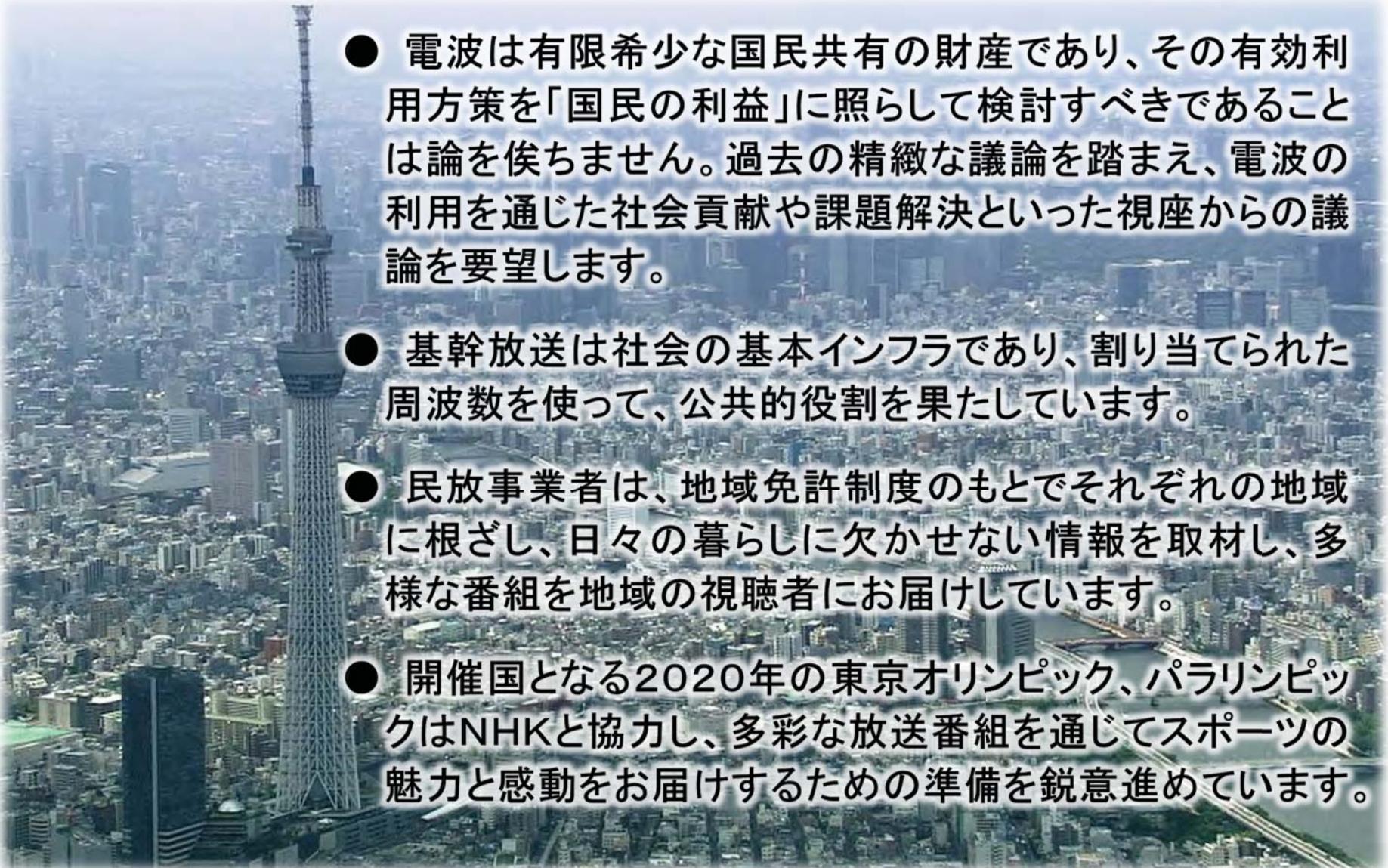


今後の電波有効利用に関する 民放事業者の考え方

2018年2月7日

一般社団法人 日本民間放送連盟

- 
- 電波は有限希少な国民共有の財産であり、その有効利用方策を「国民の利益」に照らして検討すべきであることは論を俟ちません。過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会貢献や課題解決といった視座からの議論を要望します。
 - 基幹放送は社会の基本インフラであり、割り当てられた周波数を使って、公共的役割を果たしています。
 - 民放事業者は、地域免許制度のもとでそれぞれの地域に根ざし、日々の暮らしに欠かせない情報を取材し、多様な番組を地域の視聴者にお届けしています。
 - 開催国となる2020年の東京オリンピック、パラリンピックはNHKと協力し、多彩な放送番組を通じてスポーツの魅力と感動をお届けするための準備を鋭意進めています。

1. 民放事業者の電波利用

～2020年に向けた放送の取り組み～

① 2018年2月
平昌(ピョンチャン)
オリンピック、パラリンピック



② 2018年6月
FIFAワールドカップ ロシア大会



③ 2018年12月
新4K8K衛星放送の開始



④ 2020年7月
東京2020
オリンピック、パラリンピック



1. 民放事業者の電波利用

～東京オリンピック、パラリンピックに向けた放送の取り組み～

- ・ 開催国にふさわしい競技中継をおこない、大会を盛り上げるために、新技術を取り入れながら準備を進めます。
- ・ 東京の狭いエリアで多数の競技中継・番組制作が集中します。特にマラソン、ヨット、自転車など、長距離を移動する競技の中継は大規模であり、FPU(映像伝送)やワイヤレスマイク(音声伝送)などの無線局を多用します。
- ・ 総務省の電波監理のもと、使用可能な周波数をしっかりと検討し、周到に準備する必要があります。



1. 民放事業者の電波利用

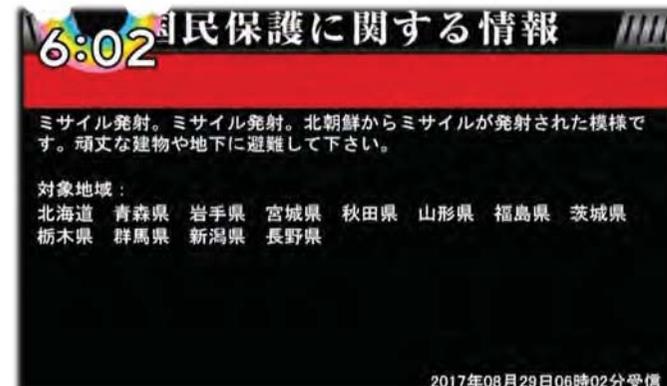
4

～基幹放送の公共的役割～

- 基幹放送は、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時には国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。
- 放送の社会的責務を果たすため、字幕放送等の拡大に努めています。
- ローカル局は、「地方創生」に貢献すべく活動しています。



草津白根山噴火(2018年1月)

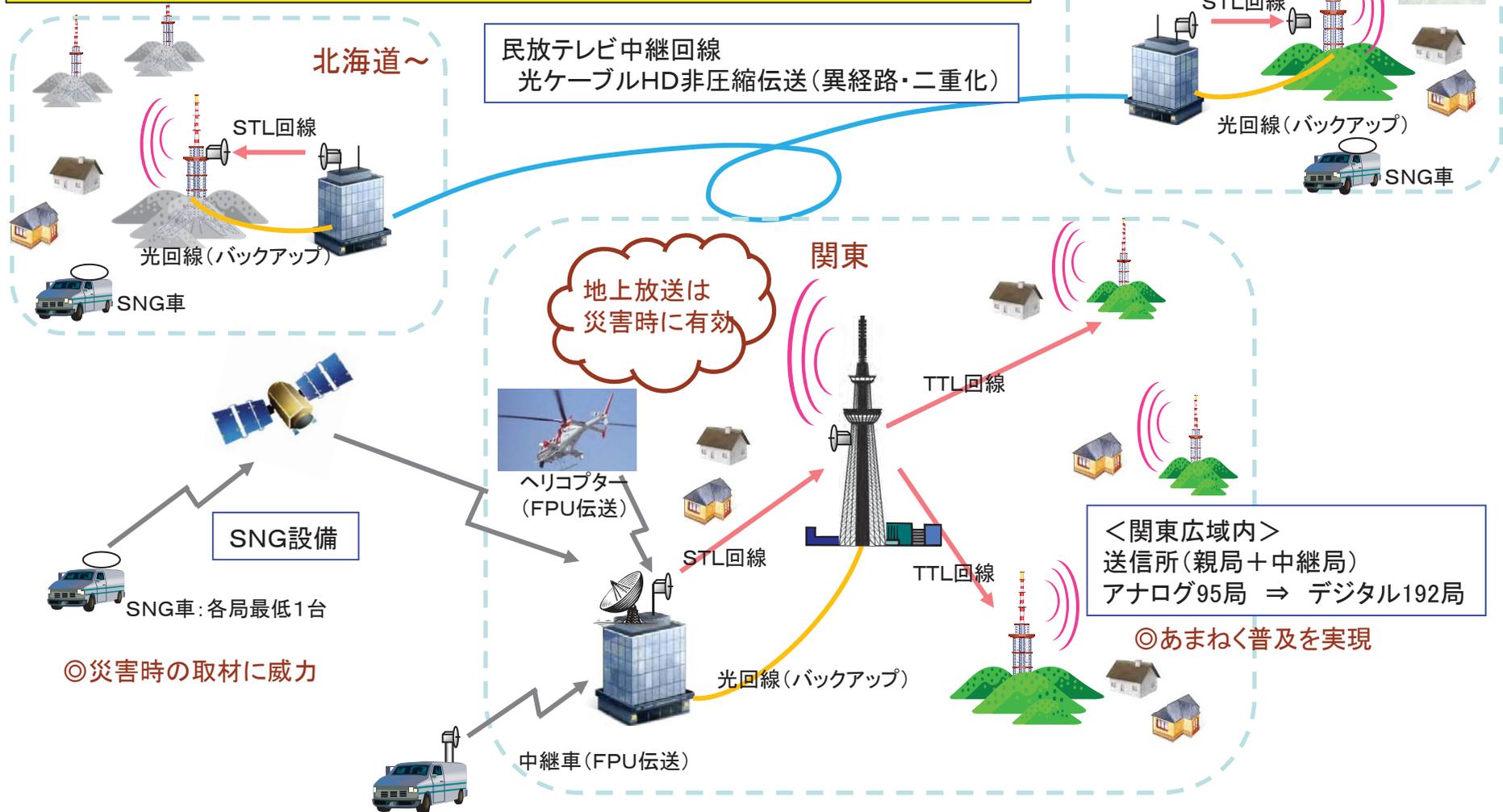


Jアラート (2017年8月)

1. 民放事業者の電波利用

～確実な放送実施のための堅牢な放送システム～

首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて、報道取材、放送の送出・送信の両面で多大な設備投資を行い、堅牢な放送システムを構築しています。



1. 民放事業者の電波利用

～電波の有効利用の取り組み～

●民放事業者は以下の事例をはじめ、電波の有効利用に積極的に取り組んでいます。

① 地デジ移行に伴う周波数縮減

- ・ 2011年の地デジ完全移行に伴い、地上テレビ放送に割り当てられていた周波数を合計**130MHz**返還。
- ・ あわせて3.5GHz帯を**144MHz**返還(4Gに割り当て)。
- ・ 地デジ移行の国策に協力し、民放事業者は総額1兆円以上の設備投資を実施。

② 700MHz帯FPU/特定ラジオマイクの周波数移行

- ・ 周波数移行によりプラチナバンドの700MHz帯を**36MHz**返還。

③ 地上テレビ周波数のホワイトスペース利用

- ・ テレビ受信に干渉妨害がない条件下で、二次業務と周波数を共用。ホワイトスペースにおいて、エリア放送、ワイヤレスマイクなどが運用中。

④ マイクロ波帯の周波数共用化等

- ・ 放送専用であったマイクロ波帯を、電気通信事業用と共用化。

⑤ 放送事業用連絡無線の狭帯域化

- ・ VHF帯連絡無線は、アナログFM方式(20kHz幅)からデジタル4FSK方式(6.25kHz幅)への狭帯域化と周波数移行を実施。

1. 民放事業者の電波利用

～基幹放送の公共的役割～

(放送用帯域について)

- 放送用および放送事業用に割り当てられた周波数は、放送法に定められた放送の責務を十全に果たすために必要不可欠です。
- それぞれの目的や形態に応じて周波数を有効利用しており、**縮減等の対象にはあたらないものと考えます。**



2. 割り当てに関わる制度の見直し

(経済的価値を踏まえた割当手法)

- 基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。
- 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」、「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査される場所です。
- 入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした前提を危うくしたり、崩しかねません。

(電波の利用状況調査)

- 電波を常時発射していない無線システムは有効活用していない、という単純な評価は適切ではありません。
- 放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射していなくても、震災などの緊急報道時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。使用回数だけでなく、いざという緊急時の備えとしての役割などを総合的に判断できる適切な判断基準が必要と考えます。

3. 電波利用料体系の見直し（1）制度のあり方

（電波利用料のあり方）

- 電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。

- 電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
- 行政は歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
- 上記を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討することも考えられます。

3. 電波利用料体系の見直し (2) 民放事業者の負担

- 基幹放送が果たす公共的役割に鑑み、民放事業者は電波利用料を適切に負担しています。

- 通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、総務省「電波政策2020懇談会」報告書(2016年7月)は「免許人等の受益と負担の公平性は保たれている」と結論付けており、現在までに特段の状況変化はないものと考えます。

(特性係数のあり方)

- 放送の電波利用料にかかる2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。

- 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。

- (1) 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条: 災害放送義務)
- (2) 「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条: あまねく努力義務)

- 総務省「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)、「電波政策2020懇談会」(2016年)における審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。

3. 電波利用料体系の見直し (2) 民放事業者の負担

12

● 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。

● 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)はできる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。

● 放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。

● 放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。

3. 電波利用料体系の見直し (3) 用途の見直し

(電波利用料の用途)

- 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。

- 国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと考えます。

- ① 混信防止を担保する観点からの周波数共用や干渉回避技術の高度化
- ② 地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援
- ③ 新4K8K衛星放送の普及推進
- ④ 民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップファイラー設置支援
- ⑤ 地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発 など

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

項目	意見
検討課題	
<p>(1) 今後の電波有効利用のための方策に関する考え方</p>	<p>(はじめに)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波は有限希少な国民共有の財産であり、その有効利用方策を「国民の利益」に照らして検討すべきであることは論を俟ちません。IoT、ワイヤレス給電などの革新的な製品・サービスの実現と、放送や携帯電話、公共用無線といった重要な社会インフラの維持・向上の両立こそが、電波の有効利用によって「国民の利益」を拡大する最善の方策です。 ● 今般の意見募集では、周波数割当手法や電波利用料体系の見直しにおける経済的価値の反映が課題とされています。電波政策に関する過去の精緻な議論を踏まえ、電波の利用を通じた社会への貢献や社会的課題の解決といった視座から、多様な無線システムの社会的意義を踏まえたバランスのとれた議論をお願いします。 ● 社会インフラの一翼を担う基幹放送は、電波を利用して24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。国民・視聴者の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な公共的役割を担っています。地域社会に存立基盤を持つローカル局は、映像・音声による地域情報発信の担い手として、「地方創生」に貢献すべく活動しています。 ● 基幹放送やローカル局が今後も公共的役割を十全に果たすうえでの電波制度のあり方という観点で、以下の意見を述べます。電波有効利用成長戦略懇談会の議論に反映していただくよう要望します。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

<p>1. 周波数の返上等を円滑に行うための仕組み</p>	<p>電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行うため、どのような仕組みが必要であるか。</p> <p>例えば、以下についてどのように考えるか。</p> <p>① 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上などの仕組み</p> <p>② 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上などの仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周波数帯の再編等の検討の前提とされた「電波の利用状況の調査・評価」には、個々の電波利用システムの特性や役割を十分に勘案した「有効利用の度合い」の適切な評価基準が必要と考えます(4-(3)で後述)。 ● 有限希少な周波数資源を有効活用するため、電波利用システムの高度化、割当周波数帯の縮減、移行、再割当等の対応方針を周波数再編アクションプランに盛り込み、その上で周波数割当計画の改正に繋げていく現行の仕組みは適切と考えます。周波数帯の再編等によって、公共的な電波利用システムの利用者である国民が不利益を被ることがあってはなりません。公共的な電波利用システムの機能を万が一にも損なわないよう、周波数の再編等に当たってはこれまでどおり、関係事業者を交えた十分な検討と万全の対策が欠かせません。 <p>【放送用帯域について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 ● 地上テレビ放送は、大規模災害時にも強靱性を持つ電波を使って、全国の津々浦々まであまねくカバーし、テレビ番組を国民視聴者にお届けしています。絶対難視世帯は全国でもごくわずかという完璧な情報伝送のネットワークが構築されていることは、国民視聴者の安心・安全に著しく貢献するものであり、我が国の電波政策の成功事例であると考えます。 ● 地上テレビ放送用の帯域はSFN(単一周波数ネットワーク)をできる限り採用して周波数有効利用に努めていますが、すべての中継局をSFNで構築することは技術的に不可能です。混信による難視世帯の発生を避けて1つの県をあまねくカバーするには、テレビ局の数の何倍かのチャンネルを使用せざるを得ません。
-------------------------------	--

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 地上テレビ放送用の帯域における周波数共有の事例として、二次業務である特定ラジオマイクおよびエリア放送の無線局がすでに存在します。これらの共有条件は電波干渉によってテレビ難視が発生しないよう、無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえ情報通信技術分科会が設定したものであり、これに基づき、総務省が場所ごとに利用可能な周波数の情報を開示し、無線局免許において送信周波数を監理しています。新たな無線システムとの共有検討には、同様の方策が必要と考えます。 ● 米国では2017年からテレビ放送事業者が使用していた周波数を自主的に返上し、これをオークションによって通信事業者に割り当て、その収益の一部を当該テレビ放送事業者に還元するという、いわゆるインセンティブ・オークションが実施されています。しかしながら、日本で同様のインセンティブ・オークションを実施することは現実的でないと考えます。ケーブルテレビ主体の米国と異なり、日本では約半数の世帯が地上放送の電波を直接受信しています。地上放送は最も重要な基幹メディアであり、そのプレゼンスは米国と比べて格段に高いと言えます。
<p>2. 周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設</p>	
<p>既存免許人に対する公平な取扱い等の観点を勘案し、既存免許人に対し周波数移行を促す一層のインセンティブを確保するため、どのような仕組みが必要であるか。</p> <p>例えば、以下についてどのように考えるか。</p> <p>① 終了促進措置において新たに周波数割当てを受ける者が負担する費用の範囲の拡充・柔軟化</p> <p>② 既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定</p>	<p>【①・②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 周波数再編を加速し新たな電波利用サービスを楽しむ国民の利益を早期に実現するうえで、現行の終了促進措置は有効な施策だと認識しています。これをさらに拡充する観点で、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費についても新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲とすることや、移行時期を前倒しする既存免許人にメリットを多く設けるなど、既存免許人の対応可能性を高める措置は検討に値するものと考えます。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

<p>③ 免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の促進策</p> <p>④ 公共用帯域の再編等も含め、様々な周波数帯において既存免許人を迅速に移行させるインセンティブ確保の仕組み</p> <p>⑤ 免許不要帯域を再編する場合の課題とその対策</p>	
<p>3. 割当に関わる制度の見直し</p>	
<p>新たな周波数の割当てに関して、例えば、以下についてどのように考えられるか。</p> <p>① 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額（周波数移行、周波数共用及び混信対策等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式の導入、その具体的な在り方</p> <p>② このような新たな割当手法により生じる収入の用途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society5.0の実現等のために活用するための方策</p>	<p>【①・③について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ③の競り上げによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てにオークション制度を適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することとなり、真に国民の財産の有効利用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではありません。 ● 公共的役割を担う基幹放送が安定的に放送番組を国民視聴者に送り届けるには、「放送サービスが継続可能であること」や「公共的役割を果たす能力・実績があること」などが前提であり、現行の比較審査方式による放送局免許で厳しく審査されることです。入札金額の多寡で放送事業者を選定することなどは、こうした重要な前提を危うくしたり、崩しかねません。基幹放送の放送用・放送事業用周波数の割り当ては、価格競争の要素を含めて決定する方式や競り上げによるオークション制度になじまないと考えます。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

<p>③ 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度のメリット・デメリット、導入した各国における課題等</p> <p>また、以下についてどのように考えるか。</p> <p>④ 電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う者が、必要な周波数を多様な手段により迅速に確保できるよう、周波数の二次取引（賃貸借等）の在り方</p> <p>⑤ 周波数共用や運用調整を機動的に行う仕組みの在り方</p> <p>⑥ IoTの普及などにより免許不要局の一層の増加が想定される中、免許不要局の適切な帯域の確保の在り方</p>	
<p>4. 電波利用料体系の見直し</p>	
<p>(1) 負担の適正化</p> <p>受益者である無線局免許人が公平に利用料を負担するという現在の電波利用料制度の趣旨を踏まえ、電波の経済的価値のより一層の反映と、電波利用料の負担を適正化するため、以下についてどう考えるか。</p> <p>① 電波の経済的価値のより一層の反映の在り方（電波の稠密度、帯域区分等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。 ● 通信と放送の電波利用料の負担が不均衡だとの指摘がありますが、総務省「電波政策2020懇談会」報告書（2016年7月）は電波利用料の公平な負担の在り方について、「免許人等の受益と負担の公平性は保たれている」と結論付けており、現在までに特段の状況変化はないものと考えます。携帯電話用周波数は割り当てられた携帯事業者が全国で独占的に利用できる専用周波数である一方、テレビ放送用周波数は40チャンネル計240MHzの帯域を全国のNHKと地上民放127社が共同利用しています。携帯電話と放送は電波の利用形態が大きく異なり、両者の電波利用料額は単純には比較できません。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

- ② 電波利用料の特性係数の在り方
- ③ 免許不要局からの電波利用料の徴収の在り方等

【②について】

- 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた次の2点を勘案して規定されたものです。
 - (1) 「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法第108条：災害放送義務)
 - (2) 「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法第92条：あまねく努力義務)
- 「電波利用料の見直しに関する検討会」(2013年)、前出の「電波政策2020懇談会」における集中的な審議の結果、放送の2つの特性係数はいずれも維持すべきと結論付けられました。その後も、放送が果たす社会的責務は制度上も実態上も変化はありません。2つの特性係数と現行の乗率($1/2 \times 1/2 = 1/4$)は今後も維持するよう要望します。
- 放送の特性係数は「災害放送義務」と「あまねく努力義務」を果たすために必要な多額の経費負担を勘案して電波利用料を軽減することに制度の目的があると考えます。放送の特性係数が維持されても他の制度変更で放送事業者が負担する料額が増えれば、制度本来の目的は実現されません。
- 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう要望します。
- 地上ラジオ放送(中波放送、短波放送、超短波放送)は、料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。

【③について】

- 免許不要局も適切に監理すべきです。監理には費用がかかるため、免許不要局からも電波利用料を徴収することの検討が必要と考えます。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

<p>(2) 公共用無線局からの電波利用料の徴収 電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共用無線局のうち、電波の有効利用が行われていない無線局からの電波利用料の徴収の在り方についてどう考えるか。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 電波利用料の使途等の見直し 電波利用料の使途等に関して、以下についてどう考えるか。</p> <p>① 電波の利用状況のより精緻な把握のために取り組むべきこと(電波の発射状況調査の在り方を含む)</p> <p>② 周波数移行の促進のために取り組むべきこと</p> <p>③ ホワイトスペースの利用促進のために取り組むべきこと</p> <p>④ 異なる無線システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化のために取り組むべきこと</p> <p>⑤ その他、電波の更なる有効利用を推進するために電波利用料の使途として取り組むべきこと</p> <p>⑥ その他、電波利用料の在り方</p>	<p>【①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波の利用状況調査においては、電波を常時発射していない無線システムは有効活用していない、という単純な評価は適切ではありません。たとえば放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射していなくても、震災などの緊急報道時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。使用回数だけでなく、いざという緊急時の備えとしての役割などを総合的に判断できる適切な判断基準(利用時間数、無線局の数などの尺度以外の評価基準)が必要と考えます。 ● 「有効利用の度合い」を客観的に比較して合理的な周波数再編等の計画を策定するため、利用状況調査および発射状況調査の対象は一部の電波利用システムに偏らないことが不可欠です。 <p>【③④について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有限希少な周波数資源を有効活用するため周波数共用を図ることは有意義であり、具体的な検討にあたっては混信防止を確実に担保しながら慎重に進めることが必要です。 <p>テレビ周波数のホワイトスペースの利用促進は、電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないように無線局の利用形態や送信諸元などを踏まえて共用条件を設定することが不可欠です。</p> <p>混信防止を確実に担保する観点から、電波利用料の新たな使途として周波数共用や干渉回避技術の高度化に取り組むことは有益であると考えます。</p> <p>【⑤について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波利用料を財源とした施策は、電波利用共益事務の範囲内でおこなうべきと考えます。

(参考) 今後の電波有効利用に関する民放連意見(全文)

● これまで放送分野においては、地デジ化をはじめとする放送の高度化や難視聴解消など、電波の能率的な利用に資する諸施策が電波利用料財源で行われてきました。国の施策によって電波の有効利用や放送の確実な実施を図ることは免許人全体に便益をもたらし、国民視聴者の利益にも適うものであり、継続・拡充をしていただきたいと考えます。具体的には、(i) 地デジの円滑な普及の一環として老朽化する中継局の更新支援、(ii) 新4K8K衛星放送の普及推進、(iii) 民放ラジオ難視聴解消支援事業の継続・拡充と、FMラジオの難聴地域でのギャップフィラー設置支援、(iv) 地上4K放送などの放送サービスの高度化推進に関する研究開発、などが挙げられます。

【⑥について】

- 電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。行政は引き続き、電波利用共益事務として実施する各事業の効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう、強く要望します。
- 上記を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波利用共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設を検討することも考えられます。